

岩手県告示第253号

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第10の金額の欄(10)の知事が指定する事項及び知事が定める額を次のとおり定め、岩手県手数料条例別表第9の金額の欄(10)の知事が指定する事項及び知事が定める額（平成14年岩手県告示第337号）は、廃止する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- (1) 道路の距離及びその幅員その他道路の状況に関する証明 1件 400円
- (2) 宗教法人の財産に関する証明 1件 400円
- (3) 経済統制法令違反に関する証明 1件 400円
- (4) 牛、馬又は豚の検査、注射、薬浴又は投薬（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく検査、注射、薬浴又は投薬を除く。）を行った旨の証明 1件 400円
- (5) 蜜蜂の腐そ病の検査（家畜伝染病予防法に基づく検査を除く。）を行った旨の証明 1蜂群 150円
- (6) 家畜輸送車両の消毒を行った旨の証明 1件 400円
- (7) 家畜伝染性疾病の発生に関する証明 1件 400円
- (8) 輸出される牛肉に係る牛の原産国に関する証明 1件 400円
- (9) 輸出される水産動物及びその加工品の衛生に関する証明 1件 400円
- (10) 経営事項審査申請書の提出又は経営事項審査結果の通知に関する証明 1件 400円
- (11) 私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置する法人の財産に関する証明 1件 400円
- (12) 県立高等学校の生徒、岩手県立衛生学院歯科衛生学科、県立の高等看護学院、准看護学院若しくは職業能力開発校（廃止された職業訓練施設を含む。）若しくは岩手県立農業大学の学生又は岩手県立産業技術短期大学の学生若しくは聴講生であった者に関する証明 1件 400円